

奈多海岸フライトに於ける注意喚起

奈多ヘリポート供用開始（2020年3月26日）に伴い大阪空港局 福岡空港事務所 管制保安部より注意喚起が有りました

【奈多ヘリポートの飛行経路及び高度】

使用する飛行経路に奈多海岸周辺も含まれる

添付①の緑線 ROUTE E 飛行高度 800 ft 及び 900 ft の ROUTE E が奈多海岸周辺に近接する

【航空法の適用】

奈多海岸周辺が福岡空港交通管制圏外になる事から 次の場合には航空法第134条の3項に基づく申請が必要

1. 福岡空港や奈多ヘリポートの制限表面の上空となる場合

【その他】

空港無線に影響を与えるような違法無線の使用

以上

福岡空港事務所には連絡確認は取れていますので下記の事に留意してフライトして下さい

注意事項

奈多海岸に於いてパラグライダーの飛行には周辺の航空機（主に回転翼機）に注意を払って頂くと共に航空法の申請・通報の必要性をご理解いただけるようお願いいたします

供用開始に伴い常駐機約23機 年間 6～7000回ほどの離発着が見込まれますので回転翼機には特に注意を払い現認した時は後流・乱流等には注意！若しくは直ちに着陸して下さい

幸い 私達が地元の方達（近隣地区住民の皆様）にご理解頂いているテイクオフ場所は「福岡空港・制限表面」添付③外にあります但しフライト空域は若干重なる空域が有ります ROUTE E/ 800FT(240m)に近づく様な位置・高度（無いと思いますが）ではKBC電波塔（海拔135m）を目安として新宮半島の方にずれて下さい

* 他団体及び一般パラ・フライヤー＆モーターパラ（現在在籍無し）フライヤーの皆様には

【制限表面や飛行高度 ROUTE E】等への注意喚起と情報共有をお願いいたします

一般の方は双方の違いが解らず混同される恐れが有ります 違法な状態が続くとフライト空域の閉鎖の恐れも出て来ますので宜しくお願いします 詳しくは事務局まで

